

(別表)

反 訴 事 件 主 張 整 理 表

不法行為の個数 (争点[2]イ(ア))	該当部分	具体的な行為	摘示事実の内容 (争点[2]イ(イ))		名誉権侵害について				プライバシー侵害について			
			名誉権を侵害するか (争点[2]イ(ウ))		違法性・責任阻却事由があるか (争点[2]イ(エ))		プライバシーを侵害するか (争点[2]イ(オ))		違法性阻却事由があるか (争点[2]イ(カ))			
			被告の主張	原告の主張	被告の主張	原告の主張	原告の主張	被告の主張	被告の主張	原告の主張	原告の主張	被告の主張
(被告主張) 1個	後記①～⑤	原告各周知行為	1.後記①から⑤の全部又は 2.被告が名誉毀損を行い、原告と紛争になっている事実	原告と被告が紛争になっている事実は摘示していない。	被告が名誉毀損を行い、原告が刑事告訴をしたとの指摘は、被告が犯罪行為を行ったと理解され、かつ、示談の申入れをしないほど反省していない人物と理解されるから、社会的評価が低下する。	①から⑤はそれぞれ別個に検討されなければならない。			後記①から⑤のとおりの	①から⑤の行為がそれぞれ別個に検討されなければならない。	①から⑤の行為がそれぞれ別個に検討されなければならない。	
(被告主張) 4個	後記②、③ (その余は後記①、④、⑤に同じ)	原告周知行為イ、ウ	被告が原告に名誉毀損を行い、原告と紛争になっている事実	原告と被告が紛争になっている事実は摘示していない。	被告が名誉毀損を行ったとの指摘は被告が犯罪行為を行ったと理解され、かつ、示談の申入れをしないほど反省していない人物と理解されるから、社会的評価が低下する。複数の人物宛での行為であり、公然性があるし、下記①、②のとおり、いずれも伝播可能性もある。	②、③はそれぞれ別個に検討されなければならない。			後記②、③のとおりの	①から⑤の行為がそれぞれ別個に検討されなければならない。	①から⑤の行為がそれぞれ別個に検討されなければならない。	
(被告の予備的主張) 5個	①	原告周知行為ア	被告が原告に名誉毀損を行っているとの事実	原告と被告が紛争になっている事実は摘示していない。	被告が名誉毀損を行ったとの指摘は、被告が犯罪行為を行ったと理解され、社会的評価が低下する。 本件B司法書士宛てメールに対するB司法書士の返信には、全ア連が東京都アーチェリー協会と板ア協と状況を共有する旨が記載されており、伝播可能性がある。	一般読者は、「ネット上で名誉毀損があった」と覚知した場合、「ネットに悪口が書き込まれた」との印象を抱くのみであり、その程度の事実摘示があったからといって、社会的評価の低下を招くような内容ではない。 そもそも①(原告周知行為ア)は、全ア連の担当者宛てにした内部通報なのであり、その内容が社会に流布される可能性はないので、社会的評価の低下が起きる余地はない。	【事実の公共性】 全ア連にとって、競技者が行動規範を遵守しているかどうかは正当な関心事なのであり、被告が、同じ種目でパラリンピック出場を競っている原告のことをブログ上で名誉毀損をしたとの事実は公共の利害に関する事実である。 【目的の公益性】 板ア協の行為についてこれまで自身が行っていた通報に関する報告を目的とするものであり、被告に対する加害や糾弾を目的とするものではなく、目的に公益性がある。 【真実性】 本件発信者情報開示請求訴訟の判決書及びそれに基づく経由プロバイダの開示文書からして、重要な部分において真実である。	【事実の公共性】 私人である原告のブログに対する私人である被告の誹謗中傷のコメントに関する事柄であって、公共性がない。 【目的の公益性】 板ア協関係者による行為であると誤信していたことを取り繕うために発信したものであり、正当な目的ではない。 【真実性】 被告が原告に名誉毀損行為を行ったという重要な部分は真実に反する。	摘示事実は公開を欲しない事実である。	私生活上の事実ではなく、また、「知られたいくない」と考えることが正当な事柄」とはいえない。	以下の各事情に照らせば、違法性はない。 ⑦ 内部通報制度の趣旨に則った極めて正当な行為である。 ⑧ 被告が名誉毀損を行ったことは、公共の利害に関する事実である。 ⑨ トップアスリートである被告は、行動規範を侵すような行為については厳しく批判されてもやむを得ない地位であった。 ⑩ 被告に対する加害や糾弾の目的はなかった。 ⑪ 被告が名誉毀損を行ったことは、全ア連に対する重要な情報提供であった。 ⑫ 本件各投稿が板ア協によるものではなく被告の行為であったことを報告する必要があった。 ⑬ 内部通報であり、伝播される範囲は極めて狭い。 ⑭ 全ア連が知ることは、被告において当然に受忍すべきことである。	下の各事情に照らせば、違法性がある。 ⑭ 被告はバレーアーチェリーという職を失う可能性があった。 ⑮ 勘違いをもとに公表されており、正当性がない。 ⑯ 被告の氏名を公表する理由がない。 ⑰ 発信者情報の不当使用を禁止するプロバイダ責任制限法4条3項に反する。
	②	原告周知行為イ	被告が原告に名誉毀損を行い、原告と紛争になっている事実は摘示していないとの事実	原告と被告が紛争になっている事実は摘示していない。	被告が名誉毀損を行ったとの指摘は被告が犯罪行為を行ったと理解され、かつ、示談の申入れをしないほど反省していない人物と理解されるから、社会的評価が低下する。 送信先メールアドレスの文字列から、複数の人間が閲覧する可能性があることから、不特定多数であるし、「関係者各位」との記載から、伝播可能性もある。	(ア) ブログへの書き込みによるトラブルは、今どき、世の中にありふれており、そのようなトラブルを起こしたからといって、そのような事実摘示が被告の社会的評価を下げることはない。 また、そのようにありふれたトラブルに関して、一般社会において「示談を申し入れないことは非常識である」といった社会通念は存在せず、「示談の申入れをしない」との摘示をしたからといって被告の社会的評価は下がらない。 (イ) ②(原告周知行為イ)は、そもそも原告が日身ア連宛てにメールでした報告であり、不特定又は多数人に向けて情報発信をしたものではなく、被告の社会的評価が低下する余地はない。	【事実の公共性】 日身ア連にとって、競技者である被告が日身ア連行動規範を遵守しているか否かは正当な関心事である。 【目的の公益性】 日身ア連行動規範において課されている報告義務を履行することを目指すものであり、目的に公益性がある。 【真実性】 上記①に同じ。 なお、令和4年6月14日に被告代理人が原告代理人にファクシミリ送信した書面(乙12)は、示談の申入れではない上、本件日身ア連宛てメールの送信より前のものである。	【事実の公共性】 上記①に同じ。 【目的の公益性】 本件各投稿が名誉毀損に該当するかは当事者(原告・被告)間の裁判では確定しておらず、日身ア連に伝える必要性がない。自力救済を目的とするものであって、公益性がない。 【真実性】 上記①に同じ。 上記①に同じ。さらに、示談の申入れをしていないという点は左記書面(乙12)によりこれを行っており、真実に反する。	上記①に同じ。	上記①に同じ。	上記①の⑦、⑧のほか、以下の各事情に照らせば、違法性はない。 ⑦ 日身ア連行動規範に定める報告義務の履行として行ったものであり、正当な行為である。 ⑧ 被告が名誉毀損を行ったことは、日身ア連に対する重要な情報提供である。 ⑨ 日身ア連は、組織内においてみだりに公開や漏えい等がされないような体制で厳格に取り扱っているはずであり、伝達される範囲は極めて狭い。 ⑩ 日身ア連が知ることは、被告において当然に受忍すべきことである。	上記①の④、⑤、⑧のほか、以下の事情に照らせば、違法性がある。 ⑪ 自力救済目的であり、正当性がない。
	③	原告周知行為ウ	被告が原告に名誉毀損を行い、原告と紛争になっている事実は摘示していないとの事実	原告と被告が紛争になっている事実は摘示していない。	社会的評価の低下につき上記②に同じ。 Cコーチは摘示事実の内容を取り扱う部署の人間ではなく、伝播可能性がある。	(ア) 上記②の(ア)に同じ。 (イ) ③(原告周知行為ウ)は、そもそも原告がCコーチに対して書類を渡した行為であり、不特定又は多数人に向けて情報発信をしたものではなく、その態様からして被告の社会的評価が低下する余地はない。	【事実の公共性】 被告を指導監督すべきCコーチにとって、被告が日身ア連行動規範を遵守しているか否かは正当な関心事である。 【目的の公益性】 被告における日身ア連行動規範の遵守を勧奨することを目的とするものであり、目的に公益性がある。 【真実性】 上記①に同じ。 【真実相当性】 上記書面(乙12)には被害回復に関する具体的な提案がなく、これによって示談の申入れがないと信じるにつき相当な理由があった。	【事実の公共性】 上記①に同じ。 【目的の公益性】 スポーツのコーチであるCコーチにブログのコメントへの指導監督は期待できず、②(原告周知行為イ)に加えてCコーチに周知する必要性がない。自力救済を目的とするものであって、公益性がない。 【真実性】 上記②に同じ。	上記①に同じ。	上記①に同じ。	上記①の⑦、⑧、上記②の⑨のほか、以下の各事情に照らせば、違法性はない。 ⑨ 原告周知行為ウは、Cコーチの被告に対する指導監督を期待する目的であった。 ⑩ 被告が名誉毀損を行ったことは、被告を指導監督するCコーチに対する重要な情報提供である。 ⑪ 日身ア連行動規範の遵守徹底のため、Cコーチに伝える必要があった。 ⑫ Cコーチに書類を渡しただけであり、伝達される範囲は極めて狭い。 ⑬ Cコーチは被告のコーチであり、Cが知ることは、被告において当然に受忍すべきことである。	上記①の④、⑤、上記②の⑥のほか、以下の事情に照らせば、違法性がある。 ⑭ ②(原告周知行為イ)に重ねて同一組織の現場のコーチに公表する理由がない。
	④	原告周知行為エ	被告が原告に刑事告訴されるほどの重大な名誉毀損を行い、かつ、示談の申入れをしていないとの事実	「重大な」名誉毀損を行ったとは摘示していない。	被告が名誉毀損を行い、原告が刑事告訴をしたとの指摘は、被告が犯罪行為を行ったと理解され、かつ、示談の申入れをしないほど反省していない人物と理解されるから、社会的評価が低下する。 宛先が被告勤務先の広報課という従業員の不祥事と無関係の部署であり、複数の人間が閲覧する可能性があること、代表者にもメールを送っていることから、不特定多数であるし、伝播可能性もある。	不特定又は多数人に向けて情報発信したわけではない。	【事実の公共性】 使用者責任を負う可能性のある被告勤務先にとって、被用者である被告が適正に業務を行っているか否かは正当な関心事である。 【目的の公益性】 指揮監督者である使用者に対し、監督権限の発揮を期待して通報したものであり、目的に公益性がある。 【真実性】 上記③に同じ。 【真実相当性】 上記③に同じ。	【事実の公共性】 上記①に同じ。 【目的の公益性】 被告に代理人弁護士が就任している状況において、①から③(本件周知行為ア、イ、ウ)に加え、重ねて被告勤務先に監督権限の行使を求める必要性はない。自力救済を目的とするものであって、公益性がない。 【真実性】 上記②に同じ。	上記①に同じ。	上記①に同じ。	以下の各事情に照らせば、違法性はない。 ⑫ 使用者責任を負う可能性のある被告勤務先にとって、被用者である被告が適正に業務を行っているか否かは正当な関心事である。 ⑬ 被告は被告勤務先の被用者であるから、使用者に情報提供されてもやむを得ない。 ⑭ 被告勤務先による監督権限の行使を期待してなされたものであるから、公益目的がある。 ⑮ 被告勤務先に対する重要な情報提供である。 ⑯ 被告を提訴せずに紛争を円満解決するためには被告勤務先に情報提供する必要があった。 ⑰ 被告勤務先は、情報がみだりに公表や漏えいがないよう厳重に管理しているはずであり、伝達範囲は極めて狭い。 ⑱ 使用者である被告勤務先に知られることは、当然に受忍すべきことである。	上記①の④、⑤、上記②の⑨のほか、以下の事情に照らせば、違法性がある。 ⑲ 私事であり、職場に公表する理由がない。
	⑤	原告周知行為オ	被告が令和元年12月及び令和3年1月に原告のブログに、原告に対する投稿を行い、裁判所が上記各投稿はいずれも名誉毀損に当たるとして開示を認める判決をしたとの事実	別件投稿につき被告が書き込んだ旨及び別件投稿について裁判所が名誉毀損にあたるとして開示を認める判決をした旨の事実は摘示していない。	社会的評価の低下につき上記②に同じ。 メールアドレス及び署名欄から複数の人間が閲覧する可能性があり、伝播可能性がある。	(ア) 上記②の(ア)に同じ。 (イ) ⑤(原告周知行為オ)は、そもそも原告が福岡ア協にメールでした報告であり、不特定又は多数人に向けて情報発信をしたものではなく、その態様からして被告の社会的評価が低下する余地はない。	【事実の公共性】 福岡ア協にとって、競技者である被告が日身ア連行動規範を遵守しているか否かは正当な関心事である。 【目的の公益性】 福岡ア協に対し、被告への指導監督を期待しての行為であり、目的に公益性がある。 【真実性】 仮に被告が主張するように、被告が別件投稿をした旨の事実摘示もなされ、かつ、それが被告の社会的評価を低下させると解釈されたとしても、当該部分は、真実性立証の対象となる「重要な部分」を構成しない。「重要な部分」に当たらず、被告本件各投稿により原告に対する名誉毀損を行ったことは真実である。	【事実の公共性】 上記①に同じ。 【目的の公益性】 ⑤(原告周知行為オ)に先立つて①、②(原告周知行為ア、イ)によって上位団体に報告しており、下位団体の福岡ア協に報告する必要性がない。別件投稿が被告によるものであるとの虚偽の事実を記載している上、自力救済を目的とするものであって、公益性がない。 【真実性】 被告が別件投稿をしたとの事実は真実性立証の対象となる「重要な部分」である。この点及び被告が原告に名誉毀損行為を行ったとの点は真実に反する。	上記①に同じ。	上記①に同じ。	上記①の⑩のほか、以下の各事情に照らせば、違法性はない。 ⑯ 福岡ア協の指導監督を期待して行った正当な行為であり、公益目的もある。 ⑰ 被告が日身ア連行動規範違反を犯したとの事実は、公共の利害に関する事実である。 ⑱ 福岡ア協にとって重要な情報提供であり、その必要があった。 ⑲ 福岡ア協は、情報がみだりに公表や漏えいがないよう厳重に管理しているはずであり、伝達範囲は極めて狭い。 ⑳ 福岡ア協に知られることは、当然に受忍すべきことである。 ㉑ 原告に現実の悪意はない。	上記①の④、⑤、上記②の⑥のほか、以下の事情に照らせば、違法性がある。 ㉒ ①、②(原告周知行為ア、イ)を重ねて全ア連や日身ア連の下位団体に公表する理由がない。